

地域福祉センターに関する検討委員会開催要綱

令和4年5月9日

企画調整局長決定

(趣旨)

第1条 市が有する地域福祉センターについて、今後の活用方法等について専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、地域福祉センターに関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討委員会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、5名以内とする。

3 その他、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として参加させることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の指名等)

第4条 企画調整局長は委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は 会の進行をつかさどる。

3 企画調整局長は委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは 前項の職務を代行する者を指名する。

(検討委員会の公開)

第5条 検討委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、企画調整局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 検討委員会を公開することにより公正かつ円滑な検討委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 検討委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の開催に必要な事項は、企画調整局地域活動支援担当課長が定める。

附 則（令和4年5月9日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年5月9日より施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。